



## 産業観光課からのお知らせ

### 農振除外申請の受付について

東秩父村では、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく農地を農振農用地として指定し保全に努めています。

農振農用地に指定された農地に住宅、資材置場、駐車場等を建設するため、農地転用を計画する場合は、農地転用許可申請の前に農振農用地から除外（農振除外申請）する必要があります。

除外手続の受付期間は年2回です。計画をお考えの方は下表、受付期間内にて申請ください。

なお、申請後、除外が認められる（農業振興地域整備計画の変更）までに約6ヶ月（※予定）かかりますので、計画は余裕をもってお立てください。

受付期間	1回目	5月1日(月)～5月15日(月)	2回目	11月1日(水)～11月15日(水)
	午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く）			
受付場所	東秩父村役場産業観光課			

詳細については、産業観光課担当までお問い合わせください。

☎ 8 2 - 1 2 2 3

### 電気柵・防除柵等の設置に係る補助金のお知らせ

東秩父村では鳥獣被害から農地を守るため、農業者が村内農地に電気柵などを設置する場合において、係る経費の一部に対して以下のとおり、補助金の交付をしています。

- 申請の期限** 令和6年3月29日（金）  
※3月31日までに事業の完了報告書を提出する必要があります。
- 補助の対象** 農作物被害防除施設設置事業に要する経費（年度内1回）  
※電気柵、ネット、トタン柵などの材料代
- 補助金の額** 上記材料代に係る経費の2分の1以内（限度額70,000円）
- その他** ①防除柵の設置後、材料購入後の事後申請はできません。事前に下記問合せまでご連絡をお願いいたします。  
②補助金の予算には限りがあり、申請額の合計が予算に達し次第、終了となります。（申請先着順）

問合せ 産業観光課 ☎ 8 2 - 1 2 2 3



## 教育委員会からのお知らせ

### ◆手話教室を開催します◆

手話に興味のある方、手話を学んでみたい方、みんなで楽しみながら手話でおしゃべりしませんか？みなさんの参加をお待ちしています。

- 日時** 6月4日（日）・11日（日） 午前10時～正午
- 場所** 東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」
- 参加費** 220円（テキスト代）を当日持参してください。
- 募集人数** 15名（村内在住または在勤の方）※小学生以上
- 講師** 小川町聴覚障害者協会
- 申込み** 5月19日（金）までに教育委員会へお申し込みください。
- その他** お申し込みのない方の当日参加は受付できませんので、あらかじめご了承ください。
- 問合せ** 教育委員会事務局 ☎ 8 2 - 1 2 3 0

